

環境経営レポート

令和7年度



（活動期間：令和7年4月～令和8年3月）



公益財団法人 相模原市まち・みどり公社

発行 令和 8年 8月 10日

【目次】

・ 組織の概要	1
・ 対象範囲	2
・ 環境経営方針	4
・ 環境経営目標と実績	5
・ 環境経営計画	7
・ 環境活動の取組み結果と評価及び次年度への取組み	8
・ その他の取組み	12
・ 環境管理総括責任者による全体の評価と見直し	16

組織の概要

1 事業所名及び代表者名

公益財団法人相模原市まち・みどり公社
理事長 橋本 真由美

2 所在地

神奈川県相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号

3 環境管理総括責任者

理事長 橋本 真由美

4 環境管理責任者

常務理事 高橋 良明

5 担当者

総務課主任 小林 大治郎

[TEL] 042-751-6623 [FAX] 042-751-2345

[E-mail] <https://www.sagamiharashi-machimidori.or.jp/> (ウェブサイト お問い合わせ)

6 事業目的

誰もが安全で安心して心豊かに暮らせるまちづくりを推進するため、都市環境の形成に必要な都市施設やみどりに関する事業等を行い、もって地域社会の健全な発展と市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

7 主な事業内容

貸事務所・貸会議室・貸しギャラリー、花苗生産センター等の自社施設での管理業務や花苗の生産・販売業務及び指定管理者施設の管理運営並びに緑化の普及啓発事業、都市緑化の推進事業等

8 事業規模

資本金 206,578 千円(市の出資 97.8%)

9 職員数

全事業所 297 名(臨時職員含む)

【対象範囲(認証・登録範囲)】

1) 対象組織 公益財団法人相模原市まち・みどり公社

- ・ けやき会館 : 神奈川県相模原市中央区富士見 6-6-23
- ・ 市民ロビー相模大野 : 神奈川県相模原市南区相模大野 4-5-1-201
- ・ 花苗生産センター : 神奈川県相模原市中央区田名 1493-1
- ・ 指定管理者施設 : 相模原市内 25 施設(令和 8 年 3 月末日時点)

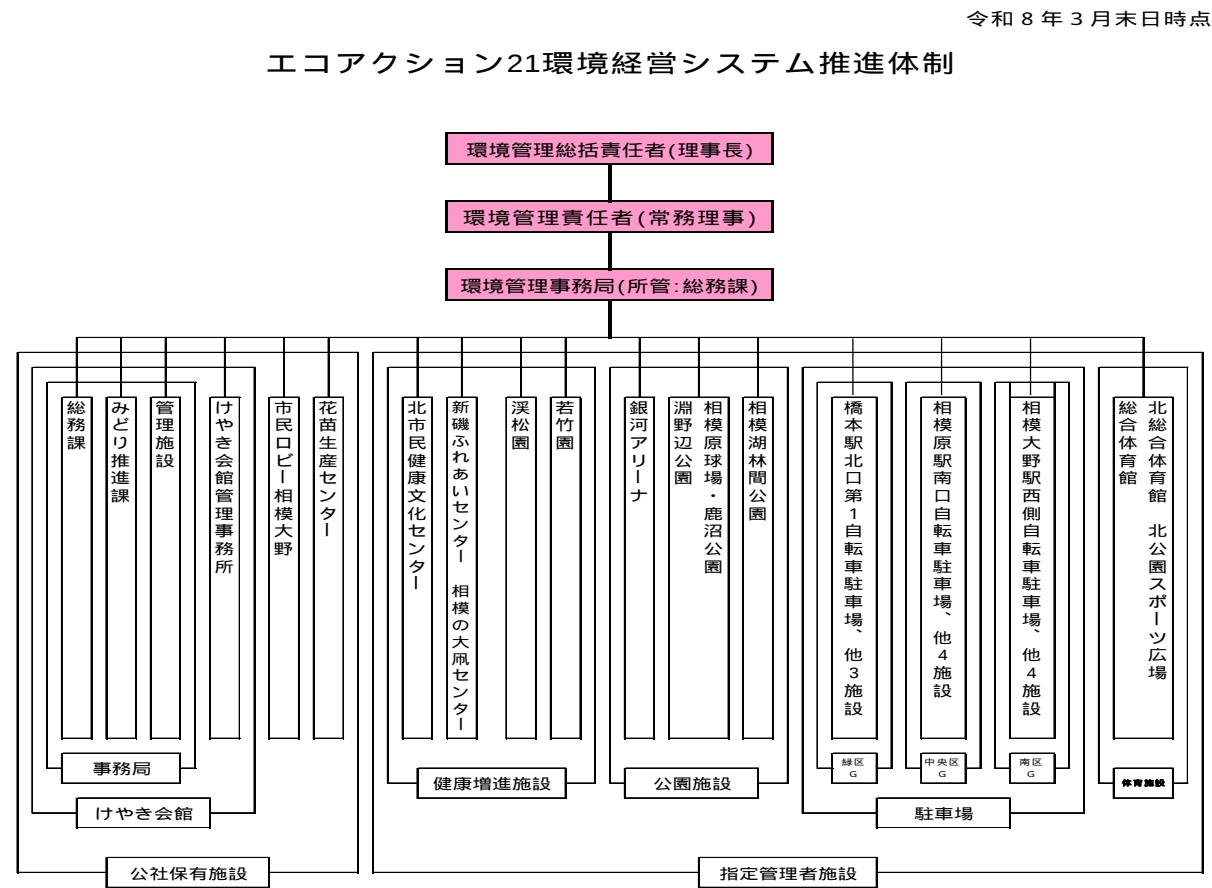
2) 事業活動 上記 7 に記載

対象範囲

1 対象施設

令和 8 年 3 月末日時点			
施設形態	番号	名称	備考（指定期間等）
公社保有施設	1	けやき会館	自社施設
	2	市民ロビー相模大野	自社施設
	3	花苗生産センター	自社施設
指定管理者施設	1	鹿沼公園	令和6年4月～令和11年3月 5年
	2	淵野辺公園	令和6年4月～令和11年3月 5年
	3	相模原球場	令和6年4月～令和11年3月 5年
	4	銀河アリーナ	令和6年4月～令和9年3月 3年
	5	相模湖林間公園	令和4年4月～令和9年3月 5年
	6	総合体育館	令和6年4月～令和11年3月 5年
	7	北総合体育館	令和6年4月～令和11年3月 5年
	8	新磯ふれあいセンター 相模の大風センター	令和6年4月～令和11年3月 5年
	9	溪松園	令和4年4月～令和9年3月 5年
	10	若竹園	令和4年4月～令和9年3月 5年
	11	北市民健康文化センター	令和8年4月～令和10年3月 2年
	12	橋本駅北口第1自転車駐車場 他13施設	令和5年4月～令和10年3月 5年

2 推進体制図



3 環境管理体制における役割・責任

区分	役割・責任
環境管理総括責任者 (理事長)	1 環境活動全般の統括管理に関すること。 2 環境への取組みを適切に実行するための資源等の確保に関すること。 3 実施体制の構築並びに役割、責任及び権限の周知に関すること。 4 環境管理責任者の任命に関すること。
環境管理責任者 (常務理事)	1 環境方針並びに環境活動の評価及び是正等の方針策定に関すること。 2 環境活動に係る文書類（環境活動レポートを含む）の承認に関すること。 3 環境活動計画に伴う取組結果に係る環境管理総括責任者への報告に関すること。
環境管理事務局 (所管：総務課)	1 環境活動に係る企画立案に関すること。 2 環境負荷及び環境への取組状況の把握に関すること。 3 環境目標及び環境活動計画の作成及び保存管理に関すること。 4 環境活動計画に基づく業務手順書の作成及び保存管理に関すること。 5 環境教育訓練プログラムの作成及び保存管理に関すること。 6 環境活動結果のとりまとめに関すること。 7 環境活動レポートの作成及び保存管理に関すること。 8 前各号のほか、環境活動に関する事務管理に関すること。
各施設 (エコリーダー)	1 自部門の環境目標・環境活動計画の実践。 2 自部門の環境活動計画に係る実施状況の記録・確認・把握。 3 自部門に関する法規制等の遵守。

環境経営方針

□基本理念

公益財団法人相模原市まち・みどり公社は、相模原市と密接な連携を保ち、相模原市の理想的な住みよい都市づくりを推進するため、都市環境及び都市施設の整備に必要な事業、更には、みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業を行い、市勢の発展と市民の福祉向上に寄与することを目的としています。

今日の環境問題は、地球温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨など、地球規模に及ぶ深刻な状況を迎えております。

これは、わたしたちが有限な天然資源・エネルギーを大量に消費し、不要なものを大量に排出・廃棄してきたことに起因するものです。

今こそ、わたしたちは、地球環境の保全に向けて行動し、環境への負荷が少ない循環型社会を形成していかなければなりません。

このような中、当公社は、持続可能な社会の実現を目ざし、公社独自の環境経営システムを構築・運用し、率先して自主的・積極的に環境負荷の低減に取り組み、社会の一員である事業者としての社会的責任を果たしてまいります。

□行動指針

当公社は、基本理念の実現を図るため、「わたしたちの美しい地球環境を守る」をスローガンとして掲げ、次の行動指針を定め、自主的・積極的な取組みを展開し、環境負荷を低減するための活動を推進します。

- 1 当公社の事業活動に伴う環境側面を的確に把握し、健全な環境の維持向上を図ります。
- 2 事業活動における、省エネルギー・省資源など環境負荷の低減に努め、廃棄物の削減やリサイクルの推進に取り組むとともに、グリーン購入を推進します。
- 3 環境に関する法令の規制等を遵守し、環境保全に努めます。
- 4 環境経営目標・環境経営計画を設定し、定期的な見直しを行い、継続的な改善を図ります。
- 5 全職員に環境経営方針を周知し、職員の教育訓練を進め、環境意識の向上を図ります。
- 6 この環境経営方針を広く内外に公表するとともに、環境経営システムの成果等を公開し、信頼性の向上を図ります。
- 7 事務、業務改善等への取組みを推進し、継続的な環境負荷の低減に努めます。

令和7年3月31日

公益財団法人相模原市まち・みどり公社
理事長 橋本 真由美
(環境管理総括責任者)

< 本社事務局・けやき会館管理事務所・市民ロビー相模大野等・指定管理者施設の行動指針 >

- 1 本社事務局及びけやき会館管理事務所については、公社職員のほか、けやき会館入居団体の従事者等に環境方針を周知し、環境意識の向上を図るとともに、二酸化炭素排出量の削減、水使用量の削減、廃棄物の発生の削減等、環境負荷の低減に取り組めます。
- 2 各出先機関（指定管理者施設等）については、施設利用者等の理解・協力のもと、環境負荷の低減に取り組めます。

環境経営目標と実績

1 目標

No	環境方針・目標項目			基準値		中 長 期 目 標		
				令和5年度 (施設数調整)	CO2 換算係数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	温室効果ガス 排出量の削減 (二酸化炭素量)	電力使用 量の削減		6,790,971 kWh / 年	1	基準値に対し 1 %削減	基準値に対し 2 %削減	基準値に対し 3 %削減
						6,723,061 kWh / 年以下	6,655,152 kWh / 年以下	6,587,242 kWh / 年以下
		化石燃料 消費量の削減	都市ガ ス	347,631 Nm ³ / 年	2.16 kg-CO2/Nm ³	基準値に対し 1 %削減	基準値に対し 2 %削減	基準値に対し 3 %削減
						344,155 Nm ³ / 年以下	340,678 Nm ³ / 年以下	337,203 Nm ³ / 年以下
			A重油	15,000 L / 年	2.71 kg-CO2/L	基準値に対し 1 %削減	基準値に対し 2 %削減	基準値に対し 3 %削減
						14,850 L / 年以下	14,700 L / 年以下	14,550 L / 年以下
		ガソリン	3,794 L / 年	2.32 kg-CO2/L	基準値に対し 1 %削減	基準値に対し 2 %削減	基準値に対し 3 %削減	
					3,756 L / 年以下	3,718 L / 年以下	3,680 L / 年以下	
計 (kg-CO ₂)		3,807,265 kg-CO ₂		基準値に対し 1 %削減	基準値に対し 2 %削減	基準値に対し 3 %削減		
				3,769,192 kg-CO ₂ / 年以下	3,731,120 kg-CO ₂ / 年以下	3,693,047 kg-CO ₂ / 年以下		
2	水使用量の削減			103,827 m ³ / 年		基準値に対し 1 %削減	基準値に対し 2 %削減	基準値に対し 3 %削減
						102,789 m ³ / 年以下	101,750 m ³ / 年以下	100,712 m ³ / 年以下
3	廃棄物 排出量の削減	一般廃棄物 排出量の削減	再生利用	紙類・ビン・缶等		基準値に対し 1 %削減	基準値に対し 2 %削減	基準値に対し 3 %削減
				1,166 kg / 年		1,154 kg / 年	1,143 kg / 年	1,131 kg / 年
			単 純 焼 却	可燃ごみ		基準値に対し 1 %削減	基準値に対し 2 %削減	基準値に対し 3 %削減
				23,050 kg / 年		22,820 kg / 年	22,589 kg / 年	22,359 kg / 年
		産業廃棄物 排出量の削減		産業廃棄物		基準値に対し 1 %削減	基準値に対し 2 %削減	基準値に対し 3 %削減
						11,068 kg / 年	10,957 kg / 年以下	10,847 kg / 年以下
4	総物質投入量の削減			コピー用紙・新聞紙		基準値に対し 10 %削減	基準値に対し 10 %削減	基準値に対し 10 %削減
						1,662 kg / 年	1,662 kg / 年	1,662 kg / 年

- 電力排出係数は各事業所で異なる電力事業所を活用しているため、以下の係数を採用しています。
ENEOS Powe0.441kg-Co2/kW、東京電力エナジーパートナー(株) 0.451kg-Co2/kW、出光興産(株)0.316kg-Co2/kW、
東京ガス0.442kg-Co2/kW、(株)ジェイコム湘南・神奈川0.494kg-Co2/kW
- 温室効果ガス排出量 (kg-Co2/kW) の合計には表に記載のない燃料(軽油等) も含まれた数値となっています。
- 化学物質は使用していません。

2 実績

No	環境方針・目標項目			基準値 (令和5年度)	目標値 (令和7年度)	実績 (令和7年度)			評価 ○:達成 ×:未達成			
				平均営業日数		平均営業日数	CO2 換算係数					
				354		353						
1	温室効果 ガス排出 量の削減 (二酸化 炭素量)	電力使用量 の削減		電力	基準値に対し 2 %削減	年間使用量	1	1日あたりの使用量	×			
				6,790,971 kWh / 年	6,655,151 kWh / 年以下	6,656,214 kWh		18,856 kWh				
				原日数換算 6,675,070 kWh								
		化石燃料 消費量の削減		都市 ガス	基準値に対し 2 %削減	年間使用量		2.23 kg-CO2/Nm³		1日あたりの使用量	×	
					347,631 Nm³ / 年	340,678 Nm³ / 年以下	344,046 Nm³		975 Nm³			
					原日数換算 345,021 Nm³							
		A 重油	ガ ソ リ ン	基準値に対し 2 %削減	年間使用量	2.71 kg-CO2/L	1日あたりの使用量		×			
				15,000 L / 年	14,700 L / 年以下		19,100 L	54 L				
				原日数換算 19,154 L								
		計 (kg-CO ₂)		3,807,265 kg-CO ₂	3,731,120 kg-CO ₂ / 年以下		3,710,479 kg-CO ₂				○	
2	水使用量の削減			上下水道	基準値に対し 2 %削減	年間使用量		1日あたりの使用量	×			
				103,827 m³ / 年	101,751 m³ / 年以下	109,382 m³		310 m³				
				原日数換算 109,692 m³								
3	廃棄物 排出量 の削減	一般廃棄物 排出量 の削減	再生 利用	紙類・ビン・缶等	基準値に対し 2 %削減	年間排出量		1日あたりの排出量	○			
				1,166 kg / 年	1,143 kg / 年以下	474 kg		1 kg				
			単 純 焼 却	可燃ごみ	基準値に対し 2 %削減	年間排出量				1日あたりの排出量	×	
				23,050 kg / 年	22,589 kg / 年以下	25,356 kg				72 kg		
		産業廃棄物 排出量の削減		産業廃棄物	基準値に対し 2 %削減	年間排出量		1日あたりの排出量	○			
								11,068 kg / 年		10,847 kg / 年以下	4,983 kg	14 kg
								原日数換算 4,997 kg				
4	総物質投入量の削減			コピー用紙・新聞紙	基準値に対し 10 %削減	年間排出量		1日あたりの排出量	×			
				1,847 kg / 年	1,662 kg / 年以下	1,880 kg		5 kg				
				原日数換算 1,885 kg								

- 電力排出係数は各事業所で異なる電力事業所を活用しているため、以下の係数を採用しています。
ENEOS Powe0.441kg-Co2/kW、東京電力エナジーパートナー(株) 0.451kg-Co2/kW、出光興産(株)0.316kg-Co2/kW、
東京ガス0.442kg-Co2/kW、(株)ジェイコム湘南・神奈川0.494kg-Co2/kW
- 温室効果ガス排出量 (kg-Co2/kW) の合計には表に記載のない燃料(軽油等)も含まれた数値となっています。
- 原日数換算は当該年度の営業日数から1日あたりの排出量(使用量等)を算出し、それを基準値としている令和5年度の
営業日数(354日)を乗じたものになります。
- 化学物質は使用していません。

環境経営計画

No	環 境 目 標	目標達成のための主な施策
	項 目	
1	温室効果ガス排出量の削減に相關する環境負荷項目の削減 (電力使用量の削減) (都市ガス使用量の削減) (ガソリン使用量の削減)	不要な照明の消灯
		未使用電気機器(OA機器等)の電源オフ
		適切な空調管理(冷房28 , 暖房20)
		クールビズの推進
		省エネルギー運転(エコドライブ)の励行
		アイドリングストップの徹底
2	総排水量の削減 (水使用量の削減)	節水呼び掛け(トイレ等に節水を促す掲示)
		トイレの2度流し・清掃時等で水の出しっ放しをしない
3	廃棄物排出量の削減	リサイクル資源とごみ分別の徹底
		事業活動で発生したゴミのみ排出
4	総物質投入量の削減 (コピー用紙の削減)	コピー度数の削減
		使用済用紙のリサイクル徹底
5	都市緑化の推進 (行動目標)	市民の緑化活動推進のため植栽活動の支援、市街化区域内での緑化の助成、緑化普及啓発のための情報発信、みどりの講習会の実施など(詳細は、「その他の取組み」「4都市緑化の推進事業に係る取組み」参照)

環境活動の取組み結果と評価及び次年度への取組み

1 温室効果ガス排出量（二酸化炭素排出量）

（１）目標達成に向けた主な取組み

ア 電力使用量・都市ガス使用量

（ア）照明機器の適切な管理（不要な照明の消灯の徹底等）

（イ）各種電気機器の適切な管理（未使用電気機器の電源オフの徹底等）

（ウ）冷暖房機器の適切な管理（適切な室温設定等）

イ ガソリン使用量

（ア）省エネルギー運転（エコドライブの励行）

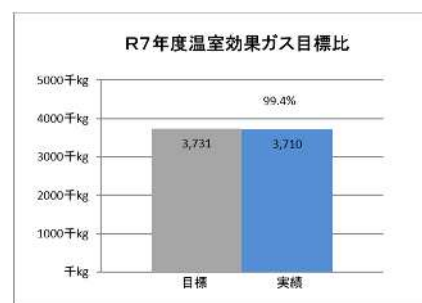
（イ）アイドリングストップの徹底

（２）実績と評価

ア 温室効果ガス排出量

令和 7 年度の温室効果ガス総排出量は、3,710,479 キログラム（CO₂換算）で、目標値に対し 0.6 % 削減させることができました。

多くを占める電気、ガスの使用量において、目標を未達ながらほぼ横ばいに抑えたことが、温室効果ガスの全体排出量減少に影響しました。



イ 電力使用量

令和 7 年度の電力使用量は、6,656,214 キロワット時で、目標値に対し 0.02 % 増加となりました。

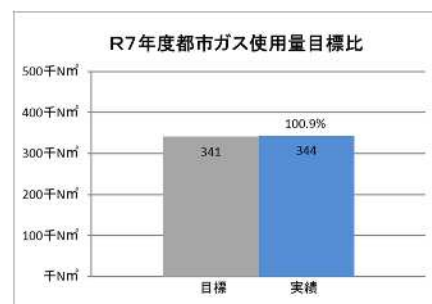
近年の気候変動が空調機器の稼働を増やすことになり、電力の消費にも影響しています。



ウ 都市ガス使用量

令和 7 年度の都市ガス使用量は 344,046 ノルマル立法メートルで、目標値に対し 0.9 % 増加となりました。

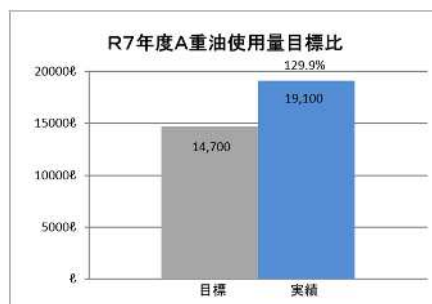
昨年に続き、猛暑をガス吸収式冷暖房機で対処した管理施設のガス使用量が増加しています。



エ A 重油使用量

令和 7 年度の A 重油使用量は 19,100 リットルで、目標値に対し 29.9 % 増加となりました。

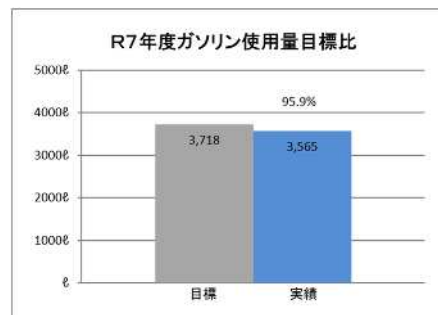
浴室を有する管理施設において、A 重油使用量が増加しました。



オ ガソリン使用量

令和7年度のガソリン使用量は3,565リットルで、目標値に対し4.1%減少しました。

社用車のエコドライブや、点検で車両を良好に保つことにより、ガソリン使用量を抑えました。



(3) 今後の取組み

待機電力の削減、空調等適切な温度管理及び社用車の効率的な運用を継続することにより、電力使用量、都市ガス使用量、A重油使用量及びガソリン使用量の削減に引き続き取り組んでまいります。

また令和7年度は電力及び都市ガスについて、僅差にて目標の達成を逃しました。各管理施設において、環境経営の観点を持って運営に取り組んでまいります。

2 総排水量（上水使用量）

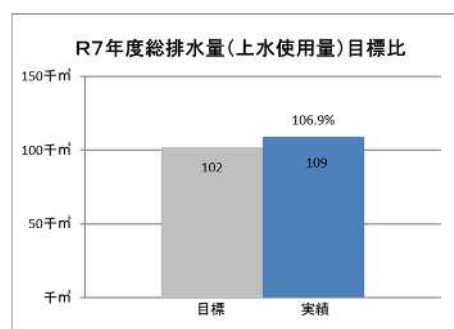
(1) 目標達成に向けた主な取組み

- ア 節水呼び掛けの推進（トイレ・洗面所等への掲示物の掲出等）
- イ “トイレの2度流し・清掃等で水の出しっ放しをしない”等の励行
- ウ 小便器洗浄回数の最適化

(2) 実績と評価

令和7年度の上水道使用量は約109,382立法メートルで、目標値に対しては6.9%の増加となりました。

気温上昇による、飲水の増加、手洗いの増加、各種水冷設備の使用や揮発が、使用量の増加に影響しています。



(3) 今後の取組み

衛生面、熱中症対策を考慮しつつ、引き続き節水に関する呼び掛けや掲示物による注意喚起等基本的な取り組みを継続していきます。

3 廃棄物排出量

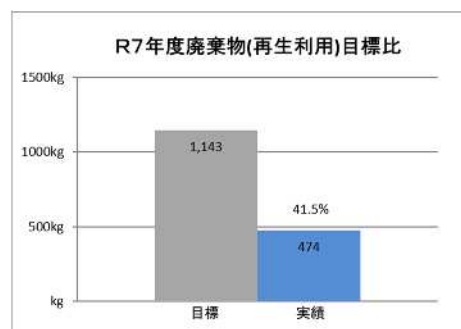
(1) 目標達成に向けた主な取組み

- ア リサイクル資源と分別の徹底・分別排出場所の適正管理
- イ 事業活動で発生した廃棄物のみの排出徹底

(2) 実績と評価

- ア 一般廃棄物（再生利用）排出量

令和7年度の一般廃棄物（再生利用）排出量



は、474キログラムで、目標値に対し58.5%減少しました。
紙製品の使用を減らすことができました。

イ 一般廃棄物（単純焼却）排出量

令和7年度の一般廃棄物排出量（単純焼却）は25,356キログラムで、目標値に対し12.2%増加となりました。

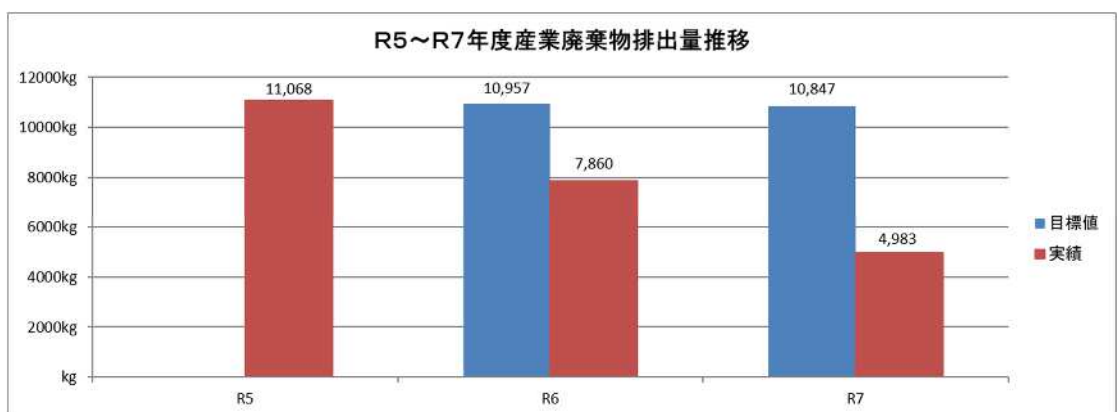
省資源に取り組み昨年度と比べ排出量は減りましたが、目標に及びませんでした。



ウ 産業廃棄物排出量

令和7年度の産業廃棄物排出量は4,983キログラムで、目標値に対し54.1%の減少となりました。

産業廃棄物の処理を複数年度で計画的に進め、災害等で発生する突発的な残渣物もなく、過年度と比較すると減少しました。



(3) 今後の取組み

一般廃棄物については、資源として転用できるエコ商品を積極的に使用するなどして、引き続き排出量の抑制に努めます。

産業廃棄物については施設間でのリユース（再使用）を促進し、排出量を減らすよう取り組んでまいります。

4 総物資投入量（コピー用紙）

(1) 目標達成に向けた主な取組み

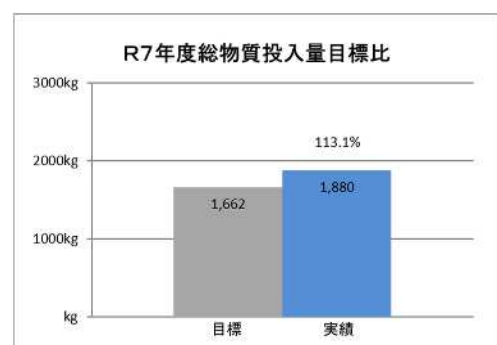
ア 文書のペーパーレス化の推進（グループウェア及び勤怠システムの導入による電子文書の活用等）

イ コピー度数の削減（両面コピーの徹底等）

ウ 使用済用紙のリサイクルの徹底

(2) 実績と評価

令和7年度の総物資投入量は1,880キロ



グラムで、目標値に対し 13.1%の増加となりました。
過年度の文書整理が排出増加の要因として挙げられます。

(3) 今後の取組み

更なる文書のペーパーレス化の推進や両面コピーの徹底等の継続により、総物資投入量の削減に向けた取組みを進めていきます。

その他の取組み

1 リサイクル（ごみの資源化・減量化）に係る取組み

（１）社内リユース

使用しなくなった物品を他の施設で活用する「リユース（再使用）」と、他の施設の不要物品をリクエストする「逆リユース」の取組みを、社内掲示板で情報交換して行ない、廃棄物の減少に繋がっています。

（２）「R-LOOP」ボックス設置

不用品回収ボックス「R-LOOP」を管理施設に設置し、各家庭の不用品の回収を行うことにより、「モノ」のリユース・リサイクル（ごみの資源化・減量化）を図っています。



<R-LOOPボックス>

2 緑化推進に係る取組み

（１）花のまちづくり・みどりいっぱい運動

市内における都市緑化事業として、自治会、子ども会等の市民の団体・グループに花の苗を配付し、市域の緑化推進に取り組んでいます。



<花のまちづくり花壇コンテスト花壇>

（２）機関紙「さがみはらグリーン」発行

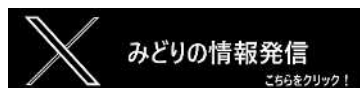
緑化普及啓発を図る取組みとして、令和7年度は年2回発行しており、公社が管理運営する公共施設のほか、公民館等の窓口での配布と併せ、公社ウェブサイトでも市民に情報発信を行っています。



<機関紙 さがみはらグリーン>

(3) S N S による情報発信

花苗センター、花壇コンテストやオープンガーデン、植栽の講習等、緑化に関する情報を X、Facebook、Instagram、TikTok、YouTube で発信しています。



(4) W e b 版「花とみどりの相談室」

草花や樹木の育て方に関する市民の疑問を解決するための手助けを目的に、公社ウェブサイト「花とみどりの相談室」を開設しています。

環境関連法規などの遵守状況の結果

【適用となる主な環境関連法規と遵守状況】

環境関連法規等取りまとめ表兼遵守確認・評価表

区分	環境関連法規等名称	法規制等要求事項	当社 該当事項	遵守評価
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法) (一般廃棄物の処理)	事業系一般廃棄物の処理。 ・一般廃棄物の運搬、処分を委託する場合は、許可を取った一般廃棄物運搬業者、環境省令で定める処分業者に委託	一般廃棄物の処理委託	○
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法) (産業廃棄物の適正処理)	保管基準—飛散、流出等防止対策 保管場所の表示板(60×60cm以上) ・種類・管理者の名称、連絡先、保管可能量 水銀使用製品産業廃棄物の保管(蛍光灯、水銀電池等)	産業廃棄物の保管(廃油、廃ブラ、廃金属等)	○
		収集運搬、処分事業者と産業廃棄物処理委託基準及び特別管理産業廃棄物委託基準に従って二者間委託契約 契約書記載事項 ・種類、数量、性状、荷姿、最終処分地、金額	産業廃棄物の処理委託	○
		特別管理産業廃棄物を生ずる事業場は特別管理産業廃棄物管理責任者を置く ・廃油類: 廃ガソリン、廃シンナー、廃塗料等 ・廃酸、廃アルカリ: 廃バッテリー等	廃ガソリン、廃シンナー、廃塗料、廃バッテリー等の発生	○
		産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付 ・種類ごと・運搬先ごと・運搬車ごと ・種類、数量、性状、運搬処分者名、最終処分地記載 管理票の回収管理—返送日をA票に記入 回収期限—B2・D票90日(特別産業廃棄物は60日)以内、E票180日以内 上記以内に送付されない場合は30日以内に知事への報告 管理票の保管義務 5年間 産業廃棄物管理票交付状況報告書の提出	産業廃棄物の処理委託(マニフェストの交付・処理状況確認・遅延報告・保存・交付等状況の報告)	○
	プラスチック資源循環法	プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物の排出の抑制、分別再資源化できるものは再資源化、再資源化できないものは熱回収	廃プラスチック	○
資源循環 (リサイクル)	特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	特定家庭用機器を長期間使用、廃棄物として排出の場合は適切に引き渡し、料金支払い ブラウン管・液晶・プラズマテレビ、冷蔵冷凍庫、洗濯機、ユニット型エアコン、衣類乾燥機に適用	ブラウン管・液晶テレビ、冷蔵庫、洗濯機、ユニットエアコンの廃棄	○
	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	使用済小型電子機器(PC、携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機、CDプレーヤーなど28分類を排出する場合、認定事業者への引渡	PC、携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機、CDプレーヤー等28分類	○
		引取業者としての知事に登録・標識掲示 フロン回収業者としての知事に登録 使用済自動車の引取、解体業者への引渡 引取業者から使用済自動車の引取、基準に従ったフロン類の回収、回収フロンは自動車製造業者等又は指定再資源化機関へ・自動 引取業者は、書面を交付又は電子的方法で提供 主務省令で定める事項を情報管理センターに報告 自社使用済み自動車をリサイクル法に基づいて処分	引取業の場合 フロン回収をする場合 引取業の場合 フロン回収業の場合 引取をした場合 引取業、フロン回収業の場合 自社自動車の廃棄	○

大気汚染	大気汚染防止法	冷温水発生機等の点検	冷温水発生機	○
	フロン排出抑制法	適切な場所への設置 機器の点検実施 漏洩防止措置、未修理機器への充填禁止 点検等の記録の保存等 算定漏洩量の報告 機器廃棄時の義務	第一種特定製品 (業務用の空調・冷蔵・冷凍機器)の管理者 (所有または保管する者)	○
消防法	消防法	防火管理者の設置、届出 消防計画書の作成届け出 消防訓練の実施 消防用設備の点検・報告	消防用設備	○
	(危険物関連)	指定数量の5分の1以上、指定数量未満の危険物を貯蔵取扱いする場合は届出が必要 標識、漏洩防止構造、転倒防止装置、消火器具等の設置	指定数量の1 / 5以上指定数量未満の保管の場合	
水道法		簡易専用水道検査・貯水槽の水質検査等	水道設備	○
グリーン購入	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	事業者及び国民は、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。	物品購入	○

【法規違反・訴訟等の有無】

当社に係る環境関連法規等は上記の通りですが、遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。また、関連機関からの違反等の指摘、環境関連の訴訟及び外部からの苦情等も活動期間中にはありませんでした。

環境管理統括責任者による全体の評価と見直し

（公財）相模原市まち・みどり公社は、令和7年度も本社事務局及び公社管理施設の運営を行い、環境活動を進めてまいりました。各種エネルギーや廃棄物の削減目標について、達成と未達成が分かれる結果となりました。

目標を達成した項目は、温室効果ガス総排出量、ガソリン、再生利用一般廃棄物、産業廃棄物の4項目です。一方、目標に届かなかった項目は、電力、都市ガス、A重油、水、単純焼却一般廃棄物、総物質投入量でした。

特に温室効果ガス総排出量と産業廃棄物は、前年度に続き達成を維持できた項目です。達成した4項目については、各施設が環境経営計画に基づき環境負荷を低減するための活動に着実に取り組んだ成果と言えます。

未達成の項目については、主に管理施設の環境を維持するための動力資源となっています。近年、急激な気候変動が起き、管理施設を安全な環境に保つためには、想定以上のエネルギーや資源が必要となります。空調設備の使用にメリハリをつけるなど、効果的、効率的なエネルギーや資源の活用をすることがこれからも重要になります。

また、公社は緑の生産拠点を持っていることから、緑を広める事業や緑化意識の普及事業を継続して行い、引き続き都市緑化推進に寄与して行きます。

今後も、公社管理施設においては社会の変化に柔軟に対応しつつ、SDGsの推進と、環境負荷低減に向けた取り組みを、各施設のエコリーダーを中心に、より一層推進していきます。

令和8年8月10日

公益財団法人相模原市まち・みどり公社
理事長 橋本 真由美
(環境管理統括責任者)